

入 札 公 告

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県病院局財務規程（平成16年病院局管理規程第5号。以下「財務規程」という。）第189条第1項の規定により公告する。

令和4年5月9日

福島県立矢吹病院長 橘高 一

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 **検査室機器の移設業務**
- (2) 業務概要 旧病院から新病院への移設置業務。
- (3) 履行期限 **令和4年10月14日（金）**
- (4) 業務箇所 福島県立矢吹病院

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立てをした者、若しくは申し立てをなされた者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立てをした者、若しくは申し立てをなされた者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及びこれら関連法令により規定されている反社会的団体員である暴力団員が実質的に経営する業者及びこれに準ずる者でないこと。
- (4) 福島県内に本店又は支店・営業所を有する者であること。
- (5) 上記の資格要件に適合する業務代行の保証人が得られること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の条件付一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を郵送（期限必着）又は持参により提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期限 **令和4年5月20日（金）** 午後5時00分まで
- (2) 提出場所 郵便番号 969-0284 福島県西白河郡矢吹町滝八幡100
福島県立矢吹病院事務部
電話番号 0248-42-3111

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び期間

ア 場所 3に掲げる場所に同じ。

なお、入札説明書の交付は上記で行うほか福島県立矢吹病院ホームページ

において公開する。

イ 期間 令和4年5月9日（月）～令和4年5月20日（金）

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年5月23日（月）午後4時30分

イ 場所 福島県立矢吹病院2階会議室

5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

6 入札者に要求される事項

この条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県立矢吹病院長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) その他

詳細は、入札説明書による。

(5) 本公告に関する問い合わせ先

福島県立矢吹病院事務部

電話番号 0248-42-3111

ファクシミリ 0248-44-2551

電子メール yabuki.byouin@pref.fukushima.lg.jp

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県病院局財務規程（平成16年病院局管理規程第5号。以下「財務規程」という。）及び本件物品調達契約に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、福島県が発注する物品調達契約に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

- 1 発注者（契約権者） 福島県立矢吹病院長 橘高 一
- 2 入札に付する事項
公告に示すとおり。
- 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
公告に示すとおり。
- 4 入札に参加する者に必要な資格の確認
(1) 入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第3号様式。以下「確認申請書」という。）に次の書類等を添付し、下記5の(1)に示す場所に提出し、当該資格の確認申請をすること。
- 5 入札書の提出期限等
(1) 確認申請書の提出期限及び提出場所
令和4年5月20日（金） 午後5時00分 福島県立矢吹病院事務部
なお、申請書類は郵送を可とする。
(2) 入札書及びその添付書類の提出日時及び提出場所
令和4年5月23日（月） 午後4時30分 福島県立矢吹病院2階会議室
なお、郵送による入札は、不可とする。
(3) 開札の日時及び場所
令和4年5月23日（月） 午後4時30分 福島県立矢吹病院2階会議室
- 6 入札書の提出方法
(1) 入札書は、指定の入札書（第6号様式）に必要とする事項を記載し、指定日時及び場所へ提出すること。
(2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。
ア 条件付一般競争入札参加資格確認通知書（県からの通知）の写し
イ 委任状（第7号様式） 代理人が出席し、入札する場合
(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。
ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の

10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をすること。

ウ 代理人をして入札(入札後の随意契約に移行した場合も同様とする。)する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

7 入札保証金

財務規程第192条第1項第5号の規定により入札保証金を免除する。ただし、落札者決定の通知を受けた後、契約締結しない場合には、入札金額の100分の3に相当する額を納めなければならない。

8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は上記6の(2)で指定する書類確認を受けるものとする。
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。
- (5) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合、1回に限り再度入札に付すことができるものとする。

9 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札者は、入札書及び添付書類を期限まで提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県立矢吹病院長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (2) 入札書の提出前に、必ずホームページにて、質問回答の有無を確認すること。

10 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書(第1号様式)により福島県立矢吹病院事務部(電話0248-42-3111、ファクシミリ0248-44-2551)に令和4年5月16日(月)までに説明を求めることができる。

県は、福島県立矢吹病院ホームページに掲載する方法により回答する。

- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則

とするが、都合のあるときは、この限りではない。

(3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

(4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

(5) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。

ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

(7) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。

(8) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札

(2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札

(3) 委任状を持参しない代理人のした入札

(4) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札

(5) 記名、押印を欠く入札

(6) 金額を訂正した入札

(7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(8) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札

(9) 明らかに連合（談合）によると認められる入札

13 落札者の決定方法

(1) 財務規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

ただし、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認

めるときは、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を落札者とする
ことがある。

(2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該
入札者にくじを引かせて落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これ
に代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 入札者がいないとき、又は再度入札（2回実施）を執行しても落札者がいない場合は、
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号の規定により随意契約をすること
ができる。

14 契約保証金

(1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
い。

(2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定
金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をし
たものに限る。）で納めるものとする。

(3) 財務規程第174条各号（別記）に該当する場合においては、契約保証金の全部又
は一部の納付を免除する。

(4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。

(5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

15 契約書等の作成

(1) 購入契約書（以下「契約書」という。）を作成する場合において、落札者は、発注
者が交付する契約書（案）に記名押印し、落札決定の日から7日以内（落札者が遠
隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取
り交わしを行うこと。

(2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名
押印したときに確定するものとする。

(3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書（案）を提出しないときは、落札を取
消すことがある。

16 契約条項は、契約書（案）及び財務規程による。

17 当該契約に関する事務を担当する部門は、上記5の(1)と同じである。

福島県病院局財務規程（抜粋）

別記（契約保証金の減免）

第174条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び管理者がこれに準ずるものと認める法人であること。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関(次条第2項において「保険会社等」という。)と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 契約の相手方が、過去2年間に国(予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。以下第192条第1項第2号において同じ。)、地方公共団体又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。第192条第1項第2号において同じ。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7)～(12) (略)

第1号様式
(ファクシミリ送信(番号0248-44-2551))

入札説明書等に関する質問書

令和4年 月 日

福島県立矢吹病院長 様

入札参加者 住 所
商号又は名称 (代表者印省略)
代表者職・氏名

電話番号 (- -)

ファクシミリ ()

案件名	検査室機器の移設業務
質 問 事 項	

入札説明書等に関する回答書

令和4年 月 日

福島県立矢吹病院長

案件名	検査室機器の移設業務
質 問 事 項	
回 答 事 項	

条件付一般競争入札参加資格確認申請書

令和4年 月 日

福島県立矢吹病院長 橘高 一 様

(〒 ー)

住 所
(ふりがな)

商号又は名称 印

代表者職・氏名

電 話 番 号 (ー ー)

F A X 番 号 (ー ー)

(作成担当者職・氏名)

令和4年5月9日付けで公告ありました委託契約に係る入札参加資格の確認を受けたいので、入札参加に必要な資格要件等について下記のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違なく、かつ、地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当していないことを誓約します。

記

- 1 参加希望業務 **検査室機器の移設業務**
- 2 本店、支店又は営業所の所在地（福島県内にある事務所）

※申請者の住所が福島県内の場合は記載不要。

条件付一般競争入札参加資格確認通知書

令和4年 月 日

様

福島県立矢吹病院長 印

先に申請のありました条件付一般競争入札参加資格については、下記のとおり確認したので、お知らせします。

記

案件名	検査室機器の移設業務	
本公告に係る 入札参加資格 の有無	有	
	無	
	入札参加資格がないと認めた理由	

- ※1 入札参加資格がないと通知された方は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。
- 2 この確認通知書は、入札書の開札日に入札執行者から入札参加資格を確認するため提示を求められますので、開札日に必ず持参してください。

入 札 書 (見 積 書)

金 額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
(税抜)									

案 件 名 検査室機器の移設業務
履行期限 令和4年10月14日
業務箇所 福島県立矢吹病院

上記のとおり入札(見積)いたします。

令和4年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

(代理人氏名

印)

福島県立矢吹病院長 橋高 一 様

- 注) 1 入札書として使用する際は、見積書を二重線で消し込むこと。(見積書として使用する場合は、入札書を二重線で消し込むこと。)
- 2 金額は算用数字で記入し、金額の頭に、¥を付すこと。
- 3 再度入札(見積)の場合は、入札(見積)書の前に「再」と記入すること。

委 任 状

私は都合により下記の者を代理人と定め下記事項を委任します。

記

令和4年5月23日に執行される「**検査室機器の移設業務**」の入札及び見積に関する一切の権限。

令和4年 月 日

福島県立矢吹病院長 橘高 一 様

委任者 住 所
商号又は名称
代表者職氏名 印

受任者 職名又は住所
氏 名 印

(代理人が出席する場合に必要)

委 託 契 約 書

業務の名称 検査室機器の移設業務
業務の内容 仕様書のとおり
契約の金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
(注)「消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定に基づき、契約金額に10/110を乗じて得た額である。
契約の期間 令和4年5月 日～令和4年10月14日
契約保証金 免除

上記の業務について、委託者「福島県」を甲とし、受託者「 」を乙として、次の条項に定めるところにより委託契約を締結する。

(業務の履行)

第1条 乙は、甲の指定する係員の指揮監督のもと、誠実にこの業務を履行しなければならない。

(業務の仕様等)

第2条 乙は、仕様書に基づき、頭書の期間中、頭書の金額をもって頭書の業務を実施するものとする。

2 仕様書に明示されていないもので必要軽微なものについては、乙は、甲の指示に従うものとする。

(業務完了報告)

第3条 乙は、業務が完了したときは、仕様書に定める報告を甲に対して行わなければならない。

(業務報告書の確認)

第4条 甲は、前条の報告を受けたときは、業務の履行についての確認を行わなければならない。

2 前項の確認の結果、業務の補正が必要となった場合は、甲乙協議して当該補正を行うものとする。

(委託料の請求及び支払)

第5条 乙は、前条第1項により適切に業務を遂行したと認められたときは、速やかに委託料を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(遅延利息)

第6条 甲の責めに帰すべき事由により、前条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、乙は甲に対してその遅延期間の日数に応じ、遅延した委託料の額に年2.5%の割合で計算した額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)の遅延利息を請求することができる。

(調査等)

第7条 甲は、業務の実施状況について、随時調査し報告を求め、又は業務の実施について必要な指示をすることができる。

(報告義務)

第8条 乙は、次の各号の一に該当する事実が生じたときは、直ちにその旨を甲に報告し、その指示に従うものとする。

- 一 仕様書で定める方法以外の方法により業務を実施する必要があるとき。
- 二 通常業務以外で業務に付随して実施する業務があるとき。
- 三 業務の実施について重大な事故が生じたとき。

2 乙は、前項第3号に掲げる事実の処理が緊急を要するものである場合には、当該処理をした後に遅滞なく甲にその処理経過及び結果等を報告するものとする。

(甲の解除権)

第9条 甲は、次の各号の一に該当するときは、いつでも契約の全部又は一部を解除し、若しくは支払った委託料の全部又は一部を返還させることができる。

- 一 乙が期限内に業務が終わらないとき。
- 二 乙が期限内に明らかに業務を完了することができないと認められるとき。
- 三 乙が解除を申し出たとき。
- 四 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- 五 乙が第12条の規定に違反したとき。
- 六 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

- 一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
- 二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第6条の規定に基づく期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第1項の違約金に当初の履行期限の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受領した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.5%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（契約の変更等）

第11条 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は一時中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第12条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、いかなる方法をもってするを問わず譲渡し、承継させ、若しくは担保に供し、又は乙が履行すべき業務を一括して他人に請け負わせ、若しくは委任してはならない。

（談合による損害賠償）

第13条 甲は、乙がこの契約に関し、次の各号の一に該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づき不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売にあたる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定により課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（秘密の保持）

第14条 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）は業務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。この契約終了後も同様とする。

（契約外の事項）

第15条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第16条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては

、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

上記の契約の証として本書2通を作り、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年5月 日

甲 福島県西白河郡矢吹町滝八幡100
福島県
福島県立矢吹病院長 橘高 一

乙

別記

個人情報取扱特記事項

- (基本的事項)
- 第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- (秘密の保持)
- 第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。
- 2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。
- (収集の制限)
- 第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- (目的外利用・提供の禁止)
- 第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- (適正管理)
- 第5 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (複写・複製の禁止)
- 第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
- (作業場所の指定等)
- 第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。
- 2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報記録された資料等を持ち出してはならない。
- (資料等の返還等)
- 第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。
- (事故発生時における報告)
- 第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
- (調査等)
- 第10 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めることができる。
- (指示)
- 第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。
- (再委託の禁止)
- 第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者に委託してはならない。
- 2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。
- (損害賠償)
- 第13 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。
- 2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。
- (契約解除)
- 第14 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めるときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

業 務 仕 様 書

1 業務目的

本業務は、福島県立矢吹病院の新病院が完成するに当たり、現病院にある備品等（以下「移転対象物品」という。）について、発注者の示す期間内で、現病院から新病院への搬入、これらに関連した養生、梱包・開梱、解体・組立・固定等の作業を円滑に実施することを目的とする。

2 履行場所

搬出元：現矢吹病院検査室（管理棟1階）

搬出先：新矢吹病院検査室（1階）

3 業務概要

本業務の概要は、次に記載する項目とする。

- (1) 本業務履行に伴う現場管理
- (2) 施設の養生
- (3) 梱包資材類の供給及び梱包
- (4) 移転先への移転対象物品の搬送、設置
- (5) 養生残材等の回収処分
- (6) 設置終了後の確認及び検査

4 契約期間等

契約締結日から令和4年10月14日まで

（作業時間は原則として8：30～17：00とする。）

5 移転対象物品

対象物品は次のとおりとするが、検査システム及び多項目自動血球分析装置については、現病院から新病院への移送作業を含まないこととする。

- 臨床化学自動分析装置（TBA-c4000）
- 検査システム（JCS60L）
- 脳波計（Creat）
- 小型採血管準備装置（BC・ROBO7）
- 多項目自動血球分析装置（XN-550）

6 その他

業務委託契約書及び本仕様書に定めのない事項について、受注者は別途発注者と協議の上、その指示に従うこと。